平成27年度　下水道事業

せせらぎ東条　No.２スクリーンユニット整備工事

設計書
（当初設計）

業務番号　　加　下　第 33 号

工事箇所　　加東市　新定　地内

工　　種　　機械設備工事

加　東　市

委託費			
	実施 (前回変更)	今回変更	増減額
設計額 (H27.8.1) 基準適用	円	円	円
委託額	円	円	円
執行方法	請負	履行期日	平成28年3月31日限り

概要
機械器具設置工
スクリーンユニット　1基

（起工又は変更理由）

本 工 事 費 内 訳 書 (1)

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	機械設備工	機 器 費						
			機器費	1	式			第1号明細書より
			機器費計					
		直 接 工 事 費						
			輸送費	1	式			第2号明細書より
			輸送費計					
			一般労務費	1	式			第3号明細書より
			機械設備据付労務費	1	式			第4号明細書より
			労務費計					
			機械経費	1	式			第5号明細書より
			機械経費計					
			仮設費	1	式			第6号明細書より
			仮設費計					

本 工 事 費 内 訳 書 (2)

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
			直接工事費計					
		間 接 工 事 費						
			共通仮設費	1	式			第7号明細書より
			共通仮設費計					
			現場管理費	1	式			第8号明細書より
			現場管理費計					
			据付間接費	1	式			第9号明細書より
			据付間接費計					
			間接工事費計					
		据付工事原価						
		設計技術費						
			設計技術費	1	式			第10号明細書より
			設計技術費計					
		計 (工事原価)						

本　工　事　費　内　訳　書　(3)

費　目	工　種	種　別	細　別	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
		一般管理費						
			一般管理費	1	式			第11号明細書より
			一般管理費計					
工事価格								
消費税 相当額								消費税　8%
本工事費 計								

第１号　機器費　明細書

名　称	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
No.2スクリーンユニット	脱水機構付裏かきスクリーンユニット 処理水量6.0m^3/分×ｽｸﾘｰﾝ目幅2.5mm×1.7kW	1	基			
No.2スクリーンユニット電気設備	コントロールセンタ機能増設（CC-1）	1	式			
No.2スクリーンユニット電気設備	補助継電器盤機能増設（CC-1R）	1	式			
No.2スクリーンユニット電気設備	1･2系水処理設備SQC盤機能増設（SQC-1,2）	1	式			
	計					

第 2 号　輸送費　明　細　書

名　称	種　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
スクリーンユニット		1基分	1.87	t			
	計						

第 3 号　　一般労務費　　明　細　書

名　称	種　　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
普通作業員				人			
	計						

第 4 号　機械設備据付労務費　明　細　書

名　称	種　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
機械設備据付工				人			
	計						

第 5 号　　直接経費　　明　細　書

名　称	種　　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
直　接　経　費							
	機械経費		1	式			
	計						

第 6 号　　仮設費　　明　細　書

名　称	種　　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
仮　設　費							
			1	式			
	計						

第 7 号　　共通仮設費　　明　細　書

名　称	種　　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
共　通　仮　設　費							
	共通仮設費		1	式			
	計						

第 8 号　　現場管理費　　明　細　書

名　称	種　　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
現場管理費			1	式			
	計						

第 9 号　　据付間接費　　明　細　書

用　途	種　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
据付間接費			1	式			
	計						

第 １０ 号　　設計技術費　　明　細　書

用　途	種　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
設計技術費			1	式			
	計						

第 １１ 号　　一般管理費等　　明　細　書

用　途	種　目	形状・寸法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
一般管理費等			1	式			
	計						

平成27年度　下水道事業
せせらぎ東条
No.2スクリーンユニット整備工事

特記仕様書

平成27年度

兵庫県加東市

目　次

第１章　総　　則

第１節　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－１－

第２節　設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－１－

第３節　準拠基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－２－

第４節　施工の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－２－

第５節　官公署への手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－

第６節　承認図等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－

第７節　外注品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－

第８節　検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－

第９節　疑義事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－３－

第10節　工場検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－４－

第11節　機器・材料搬入検収　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－４－

第12節　施工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－４－

第13節　施工検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－４－

第14節　現場試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－５－

第15節　運転指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－５－

第16節　費用負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－５－

第２章　沈砂池設備

第１節　No.2スクリーンユニット　・・・・・・・・・・・・・・・・・　－６－

第１章　総　　則

第１節　目　　的

本工事は、せせらぎ東条（加東市新定６５９番地）に新たにスクリーンユニットを増設し、流入汚水に含まれる夾雑物等を処理することを目的とする。

第２節　設　　備

本工事で設置する設備は、下記のとおりとする。

（１）沈砂池設備

1）No.2スクリーンユニット　　1 基

第３節　準拠基準

１．本設備の設計ならびに施工に対して機器の製作・据付・配管工事は、下記の諸規定に準拠するものとする。

(1) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説
(2) 下水道施設計画・設計指針と解説
(3) 日本工業規格（JIS）
(4) 労働安全衛生規則
(5) 消防法、同施行令、同施行規則、本市火災予防条例
(6) クレーン等安全規則
(7) 危険物取扱規定、ボイラ及び圧力容器安全規則
(8) 騒音規制法、振動規制法
(9) その他下水道事業団仕様書、関係法規、規定等
(10) JIS（日本工業規格）
(11) JEC（電気規格調査会標準規格）
(12) JEM（日本電気工業会標準規格）
(13) JCS（日本電線工業会規格）
(14) 電気設備技術基準(通商産業省令)及び関連規格
(15) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕部監修公共建築協会編)

２．諸負人（以下乙と称す）は、契約書、仕様書、設計書ならびに図面に従い誠実に工事施工に当たることは勿論のこと、加東市の指定する監督員（以下甲と称す）の指示に従わなければならない。

３．重要な指示事項は、すべて文書によって処理し、甲乙双方とも確認しておくものとする。

４．本仕様書以外の事項

本仕様書に明記されていない事項についても機能上当然必要と認められものは、すべて乙が充足するものとする。

第４節　施工の範囲

本工事の施工範囲は、第２節及び第３節に掲げた機器の設計、製作、据付、配管、配線、塗装工事および予備試験、試運転調整ならびにそれらに生ずる手直しまでの一切のものを含むものとし、これらに必要な基礎工事、コンクリート工事貫通部等のはつり、復旧の付帯工事も含む。なお、本設備の施工に当たっては既存設備を十分考慮の上、連携機器相互の協調を図り設備全体が十分な機能を発揮するものでなければならない。

また、本工事の機器の設計、製作、据付等においては、現地をよく調査の上行うものとする。

本工事を完成させるために当然必要なものは、本仕様書に明記しない場合があっても甲の指示により乙の負担で製作しなければならない。

第５節　官公署への手続き

本工事で監督官庁その他への手続きを必要とするものは、乙がこれに擁する申請書、届出書などを作成し、手続きの一切を代行すること。

尚、これらに要する費用は、すべて乙の負担とする。

第６節　承認図等

乙は、施工に先立って下記の図書を提出し、甲の承諾を得るものとする。なお承諾後の変更事項についても、その都度甲の承諾を得なければならない。

１．　製作仕様書
２．　設計計算書
３．　機器組立図
４．　材料内訳表
５．　工程表
６．　操作説明図
７．　写真集（製作工程工事順）
８．　完成図書（工事完成時、取扱説明書含む）
９．　その他甲が必要と認めた図書

第７節　外 注 品

本工事において外注品を使用する場合は、外注品リストを提出し、承諾を受けなければならない。

第８節　検　　査

各種の検査を行うに必要な経費はすべて乙の負担とする。

第９節　疑義事項

本工事の技術的な方針は図面及び特記仕様書などに記すとおりであるが乙は細心にして良心的かつ高度の技術を駆使して設計、製作、据付にあたること。

なお、各設備、装置などの機器仕様が合致しない場合および疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

また、図面及び仕様書などに明記されないものでも必要なものは、甲の指示するとおりに

設計、製作するものとする。

産業廃棄物の処理は、マニフェスト制度により行うものとする。

乙は、処理を委託するにあたり中間処理施設の規模・能力、中間処理後の処分に至るまでの全過程を把握し、適正に処理されたことを確認すること。

第10節　工場検査

１．工場検査実施に当り、乙は、検査願いと共に、検査実施計画を甲に提出すること。

２．検査の試験方法は、JIS規格またはその他公的機関によって規定されているものを準用する。

３．立会検査対象機器であっても、やむを得ない場合は、製造業者の試験記録をもって検査を省略することもある。

また、汎用機器については、性能試験成績表あるいは、品質保証書の提出によって検査を省略することができる。

４．検査成績表、性能試験表及び写真等は、検査終了後、速やかに甲に提出するものとする。

５．機器は、全て工場検査に合格したものでなければ現場に搬入してはならない。

第11節　機器・材料搬入検収

工事に使用する主要な機器・材料について甲の検収を受けること。

その範囲は、甲の指示による。

第12節　施工

施設を十分調査のうえ、施設の設計思想を理解し、施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行うこと。

第13節　施工検査

施工検査は、工事が適正に施工されているかどうかを工事中に確認し、厳正かつ適確な竣工検査の執行を期することを目的として行う。

その対象となるものは、施工完了後の出来形の確認が困難な工事及びその他特に重要な工事について行うものであって、原則として、次の項目による。

(1) ケーブルの布設、端末処理

(2) 据付状況検査

(3) その他必要な項目１式

第14節　現場試験

工事完了後、下記項目および甲の指示する項目について行う。

(1)本工事は組合せ試験を含んでいない。

(2)本工事は総合試運転を含んでいない。

第15節　運転指導

調整試運転終了後、運転指導を行う。尚、提出書類については、甲の指示による。

第16節　費用負担

検査に要する費用は、すべて乙の負担となる。

第２章　沈砂池設備

第１節　No.2スクリーンユニット

１．使用目的

脱水機構付裏かきスクリーンユニットは、流入下水中のしさを破砕、洗浄後、スクリーンで除去し、さらに圧縮、脱水処理することを目的とする。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1)　形　　式	脱水機構付裏かきスクリーンユニット	
(2)　処 理 水 量	6 m^3/分	
(3)　ｽｸﾘｰﾝ目 幅	2.5 mm	
(4)　電　　源	420V×60Hz×1.7kW	総合出力
(5)　数　　量	1 基	

３．構造概要

本装置は、流入汚水中のしさを破砕機により破砕、洗浄後、自動スクリーンにより除去し、しさ脱水機に投入、圧縮、脱水し、しさ収納容器に貯留するものである。

本装置は、流入、流出管を備えた槽内に破砕機、自動スクリーン、しさ脱水機、しさ収納容器が組込まれたもので、各機器は連動し効率よくしさを除去する構造のものとする。

４．製作条件

(1) 本装置の各部の強度は、腐食、摩耗に対し、十分な強度及び肉厚を有し、十分な安全率をとるものとする。

(2) 本装置は、一体構造とし、据付けが容易な構造とする。

(3) 破砕機又は自動スクリーンが目詰りした場合、オーバーフローする構造とする。

５．各部の構造

(1) 槽(ケーシング)

1)槽(ケーシング)は､ステンレス製形鋼及び鋼板製で溶接又はボルトにて強固に組立て、溶接歪、曲がり等のない構造とし、脱水等構成機器の運転時の荷重に十分耐えるものとする。

2)槽内流入管下部には、砂溜り部を設けるものとする。

3)槽側面には、流入、流出、オーバーフロー及び砂溜り部ドレン管の接続フランジを設けるものとする。

4)上部カバーは、流入部から自動スクリーン部にかけて設け、しさ脱水機部ホッパ部にもカバーを設ける。しさ収容容器はカバー又はボックス等で覆うものとする。なお、内部に設置した機器類の保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けるものとする。

5)中継ポンプ場等より、直接、槽に圧送されてくる場合は、槽内に電極棒を設け、水位による運転・停止指令用の流入検知自動運転装置を設けるものとする。

(2) 破砕機(ドラム回転式)

1) 構造概要

本破砕機は、ケーシング・軸・破砕部・駆動装置などにより構成され、ポンプアップ後、タンク内に設置することにより、流入した下水中の夾雑物を、破砕・細断するものである。

2) 製作条件

a.本機は、汚水中の爽雑物を汚水ポンプの運転に支障のない大きさに破砕・細断するものとする。

b.破砕部は、摩耗等の少ないもので、長期の使用に十分耐える材質構造とする。

c.回転ドラムは、スクリーンを兼ね流入水路の多大な水位上昇等を起こさないだけの十分な処理能力をもつこと。

d.各部の強度は、十分安全率をとるものとする。

3) 各部の構造

a.本機は、立型電動機直結型減速機からなる駆動装置によりスリットをもったドラムを回転させ、捉えられた爽雑物は、ドラムに埋めこまれた歯と、相対する支柱に取り付けられた固定歯との間で破砕されたのち、順次汚水とともに流下させる構造とする。

b.ケーシングは、機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄、又はステンレス鋼板製品とする。

c.切削部は、耐摩耗性に優れた特殊鋼製とし、取替え容易な構造とする。

(3) 自動スクリーン

1) 構造概要

自動スクリーンは、裏がき式連続自動スクリーンとし、本体フレーム、駆動装置、レーキ、チェーン、軸、スプロケットホイール、微細目スクリーンよりなるもので、流入した下水中の浮遊物を阻止し、連続的にレーキにてかき揚げるものとする。

2) 製作条件

a.本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。

b.かき揚げ用チェーンの強度は、全負荷荷重の70%が片側に掛かったものとして計算する。

c.レーキ速度は、約2～6.4m/minを標準とする。

3）各部の構造

各部の構造は次による。

a.駆動装置は電動機直結減速機等を使用し、駆動軸への伝動は直結で行うこと。

b.駆動装置用減速機は、フレームカバーの外側に取り付けること。

c.フレームは、ステンレス鋼(SUS304板厚3㎜以上)とし、溶接及びボルトで強固に組立て、溶接歪、曲り等のない構造とする。

d.サイドフレームには、かき揚げ用レーキ取り付け走行チェーンのガイドレールを設け､しさのかき揚げ､排出が支障なく行われるよう構造的に十分考慮し製作すること。

e.レーキガイドの下部で、レーキがスプロケットホィールにて反転する際、チェーンに多少のゆるみができても円滑に転動し、スプロケットホィールから離脱しないようにすること。

f.レーキガイドには、しさが付着しないよう十分考慮するものとする。

g.シュートの清掃が容易に行えるよう、必要な場合には掃除口を設けること。

h.駆動軸のフレーム貫通部は、密閉措置を行う。

i.スクリーンユニットより吐出している部分に､ステンレス鋼板(SUS304板厚2㎜以上)製の防臭カバーを設け、分解組立及び点検手入が容易な構造とし、十分なる強度を持たせること。シュート、エプロン

j.カバーの一部をシュート兼用とし、しさが排出後、遅滞なくし渣脱水機に投入されること。また腐食摩耗に十分耐えるものとする。

k.かき揚げ用チェーンは、ブシュドローラーチェーン等とする。チェーンの強度は全負荷荷重が片側に掛けられた場合にも安全なものとし､ステンレス鋼製とする｡また、レーキ取付け用アタッチメントを組み込む。

l.スプロケットホイールは、耐摩耗性の高い高機能樹脂とすること。

m.水中部軸受は、高機能樹脂製の耐摩耗性の高いブシュとし、汚水の浸入を防止するため、シール装置を設けること。

n.下部スプロケットホイールは､しさ等が噛込まないよう保護された構造とすること。

o.主軸は、ステンレス鋼(SUS304等)の1本物とし、十分な強度を有し、スプロケットホイールと軸はキーにて固定し、軸と軸受はスラストによって移動しないように強固に固定すること。

p.レーキは、チェーンの全長にほぼ等間隔に、スクリーンのピッチ保持及びしさ量に合った必要個数を取り付ける。

q.レーキには、バースクリーンのピッチに適合した爪を取り付け、効率よくごみをかき取るとともに、レーキが反転してごみを落とす時は確実にごみを落とす構造とすること。なお、レーキの噛込みは正確に調整されていること。

r.スクリーンの角度は50°を標準とする。

精度よく所定のピッチに保持するサポートにはめ込まれ、サポートは負荷に対しスク

リーンが抜けることなく、かつ修理時には取外しが容易な構造とする。

(4) しさ脱水機(二軸対向スクリュ式)

1) 構造概要

本機は、自動スクリーン等により分離されたしさを脱水するもので、駆動装置、シリンダ、二軸スクリュ、背圧装置、受入れホッパ、洗浄ノズル等で構成され、投入されたしさを対向して廻る二軸スクリュとシリンダ、脱水ヘッド間で破砕・洗浄・脱水し、排出するものである。

2) 製作条件

a. 本装置の各部は、十分な強度を有するものとする。

b. 汚物を含むしさを、効果的に破砕・洗浄・脱水・排出するのに適した構造とする。

c. 装置各部の強度は十分であっても、腐食・磨耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。

d. 脱水後の含水率(平均値)約70%とする。

3) 各部の構造

各部の構造は次による。

a. シリンダは、鋳鉄の一体物で、内部に排水機構をもち、脱水された水を効率よく排出できるとともに、目詰まり、清捕の必要のない構造とする。

b. スクリュは、二軸が対向回転することによりしさを破砕し、破砕部に洗浄水を注水することにより汚物を効果的に洗浄するとともに、洗浄されたしさを脱水するものとする。

c. 背圧装置は、吐出側に設けて、しさ量の変動に対して調整可能な構造とする。

d. 受入れホッパは、ステンレス鋼板製で60°以上の傾斜角度をもち、ブリッジ等を起こすことのない構造とする。

e. 洗浄ノズルは、投入されるしさ量に対して2～3倍程度の洗浄水量を注水できるものとする。

f. 駆動装置は、電動機直結型減速機とし、軸に直接装着し、回転反力はトルクアームで受けるものとする。

(5) しさ収納容器

しさ収納容器は、合成樹脂製容器とし、しさ脱水機カバー又は防臭ボックス内に収納するものとする。

(6) 現場動力制御盤

制御盤(屋外防水壁掛型)は、ステンレス製(塗装)を標準とし、漏電ブレーカ、過電流検出器、タイマ等よりなり、現場操作のできるものとする。また、運転時間積算計を取り付けること。

６．使用材料

(1) 槽(ケーシング)：	SUS304
(2) 破砕機	ケーシング：SUS304
	切削部：SKD, SCS
	軸：S45C又はSCM415
(3) 自動スクリーン	フレーム：SUS304
	チェーン（ブシュドローラチェーン）：SUS304
	スプロケットホイール：高機能樹脂（POM）
	レーキ：合成樹脂（PC）
	スクリーン：SUS304
(4) しさ脱水機	シリンダ：鋳鉄（FC300）
	スクリュ：ステンレス鋳鋼（SCS13）
	ホッパ：ステンレス鋼板(SUS304)
(5) しさ収納容器	ポリバケツ：合成樹脂
(6) 基礎ボルト	SUS304

７．保護装置

過電流検出器を設け、過負荷時には運転停止する。

８．運転・操作概要

(1) 操作

現場 ― 単独 ― 破砕機（運転、停止、寸逆）
　　　　　　 ― スクリーン（運転、停止）
　　　　　　 ― し渣脱水機（運転、停止、寸逆）
　　 ― 自動

(2) 自動運転

起動指令 ― ポンプ連動
　　　　 ― 流入検知自動運転
連動機器 ― 洗浄装置

９．試験・検査

一般事項については機械設備および電気設備工事一般仕様書による。

10．塗装

一般事項については機械設備工事および電気設備工事一般仕様書による。

11. 据付け

機械設備工事および電気設備工事一般仕様書による。

12. 他工事との区分

(1) 土木建築工事との区分

基礎ボルトの一部はつり、孔部復旧、調整、仕上げモルタルは本工事範囲とする。

(2) 電気設備工事との区分

コントロールセンタ電源送りユニットを含むそれ以降の、現場動力制御盤の設置及び配線・配管は一切を本機械設備工事とする。また、既設中央監視装置に電源送りのトリップ（過電流・地絡）および運転状態の表示・記録を行えるようにすること。

一般事項については機械設備工事および電気設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品

(1) 機側操作盤	1式
(2) アンカーボルト	1式
(3) 沈砂カゴ	1個
(4) ポリバケツ	2個
(5) 分解工具	1式
(6) ゴミ袋	10枚
(7) ゴミバサミ	1本
(8) 搬出台車	1台
(9) 配管類	1式
(10) 基礎（機器基礎、サポート基礎等）	1式
(11) 配管サポート	1式
(12) コントロールセンタ電源送りユニット	1式（MCCB,ZCT,ELR付）
(13) 電気配線・配管	1式

14. その他付属品

(1) スクリーンバー	使用数の10%
(2) クシ歯	1本
(3) 切削歯	使用数の10%

15. その他留意事項

本機設置工事に伴い発生する撤去工は本工事に含むものとする。

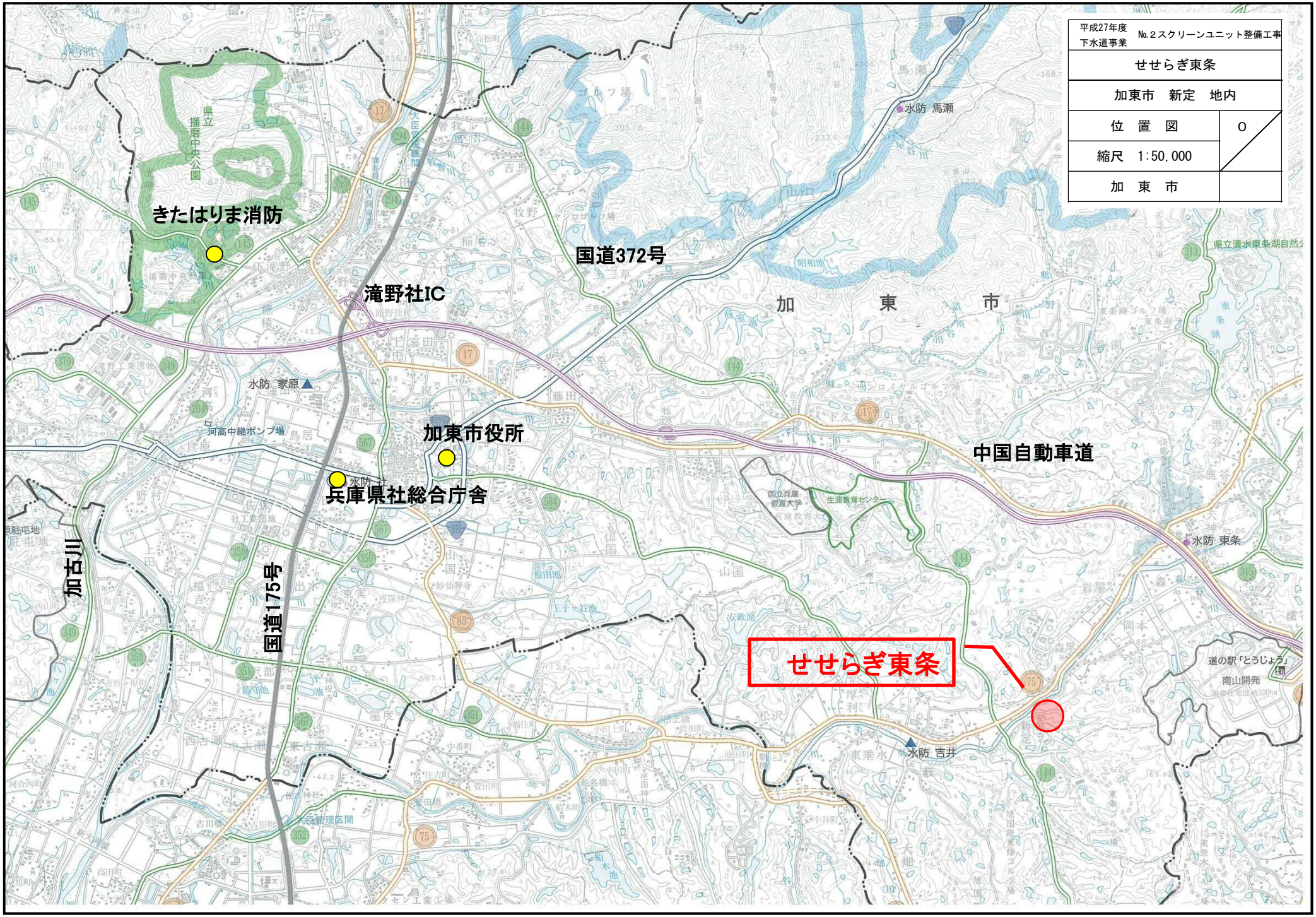
平成27年度
下水道事業
No.2スクリーンユニット整備工事
せせらぎ東条
加東市　新定　地内
位　置　図
縮尺　1:50,000
加　東　市
きたはりま消防
国道372号
滝野社IC
加　東　市
水防 馬瀬
水防 家原
河高中継ポンプ場
加東市役所
兵庫県社総合庁舎
中国自動車道
加古川
国道175号
せせらぎ東条
水防 東条
水防 吉井
道の駅「とうじょう」
南山開発

記号	名称	備考	記号	名称	備考
	手動仕切弁		F	電磁流量計	
	逆止弁		D	濃度計	
				散水栓	

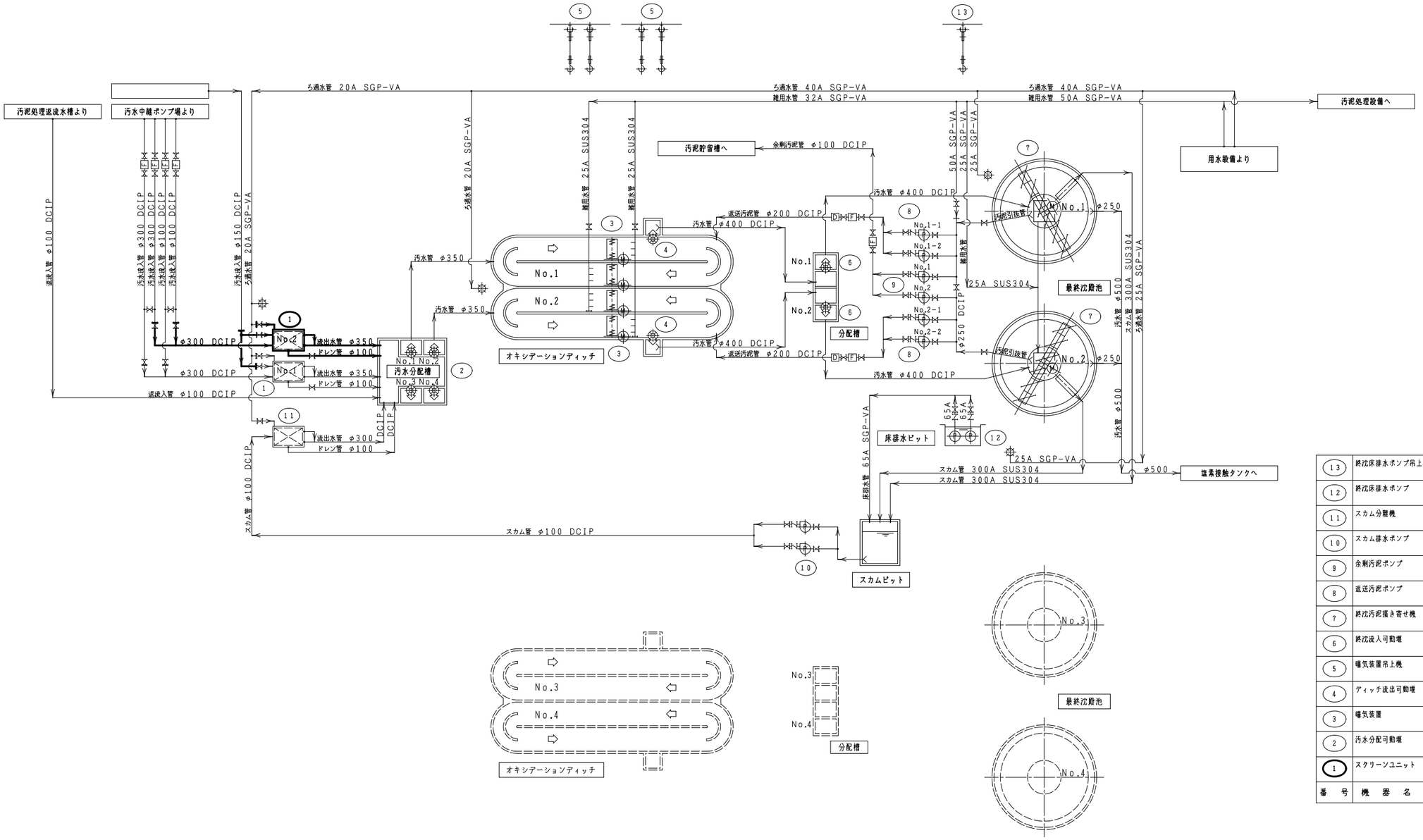

番号	機器名称	数量 既設	今回	全体	機器仕様	電動機kW	備考
13	終沈床排水ポンプ吊上機	1	−	1	ギヤードトロリ付チェーンブロック 0.5t	−	
12	終沈床排水ポンプ	2 (1)	−	2 (1)	水中汚泥ポンプ φ65×0.2m³/分×10m	1.5	
11	スカム分離機	1	−	1	洗浄・スクリーン・脱水ユニット 目巾1.0mm×1.2m³/分	0.44	
10	スカム排水ポンプ	2 (1)	−	2 (1)	横軸旋回渦形汚泥ポンプ φ100×0.5m³/分×9m	2.2	
9	余剰汚泥ポンプ	2	−	2	一軸ネジ式ポンプ φ80×6.5m³/時×10m	2.2	
8	返送汚泥ポンプ	4	−	4	吸込スクリュー付汚泥ポンプ φ100×1.1m³/分×5m	2.2	
7	終沈汚泥掻き寄せ機	2	−	2	中央駆動支柱形 池径φ15m×水深3m	0.4	
6	終沈流入可動堰	2	−	2	鋳鉄製手動可動堰 W500×H400	−	
5	曝気装置吊上機	2	−	2	ギヤードトロリ付手動チェーンブロック 2t×2連式	−	
4	ディッチ流出可動堰	2	−	2	鋳鉄製手動可動堰 W1500	−	
3	曝気装置	4	−	4	横軸機械式 20.0kgO₂/時・基以上	15	VVVF
2	汚水分配可動堰	4	−	4	鋳鉄製手動可動堰 W600×H400	−	
1	スクリーンユニット	1	1	2	脱水機構付掻かきスクリーンユニット 処理水量6.0m³/分×スクリーン目巾2.5mm	1.54 1.7	No.1既設 No.2今回

工事名	平成27年度下水道事業 せせらぎ東条　No.2スクリーンユニット整備工事		
図面名	フローシート		
縮尺	−	図面番号	M−001
加東市上下水道部			

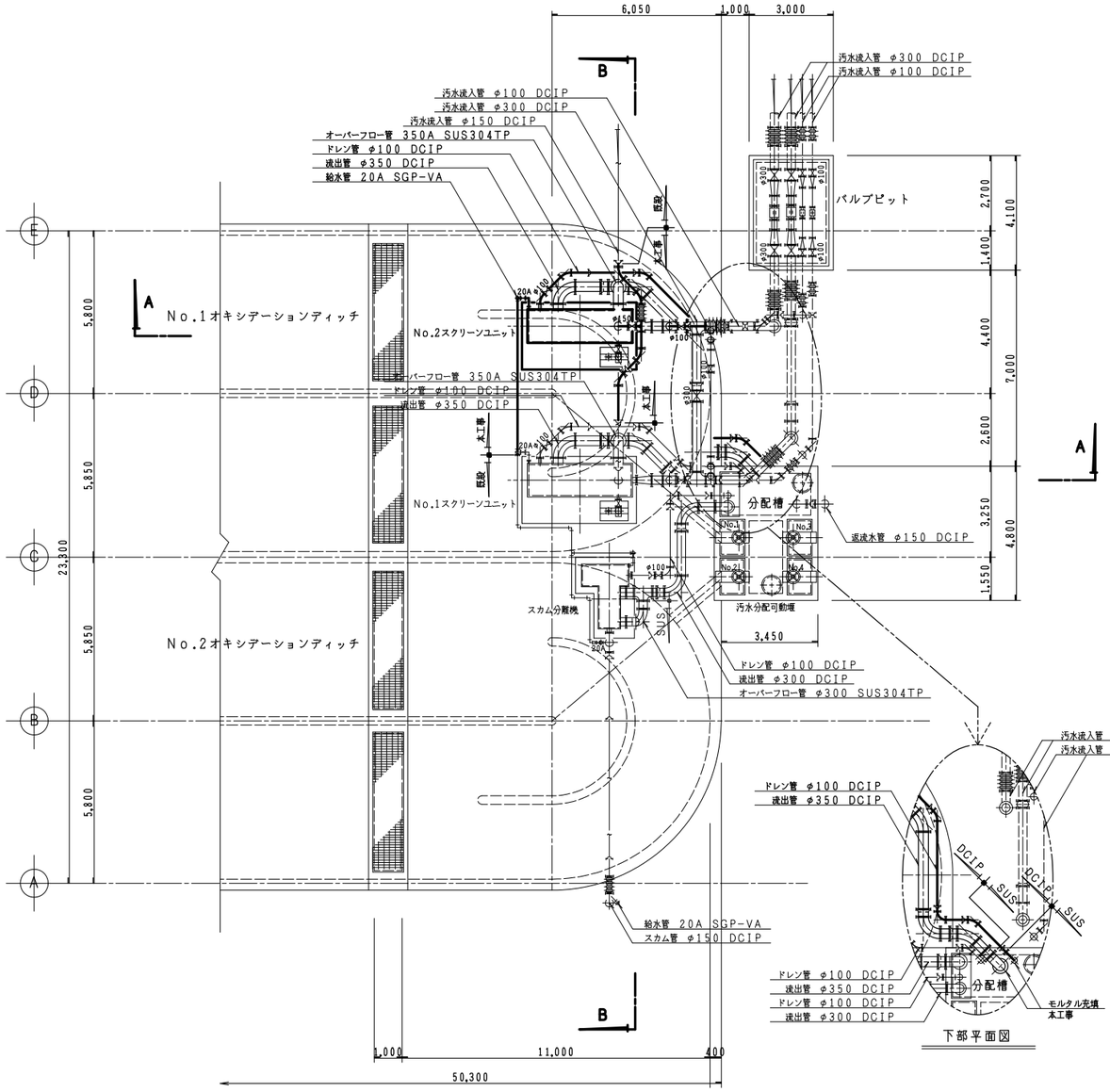

1F 平 面 図 S=1/100

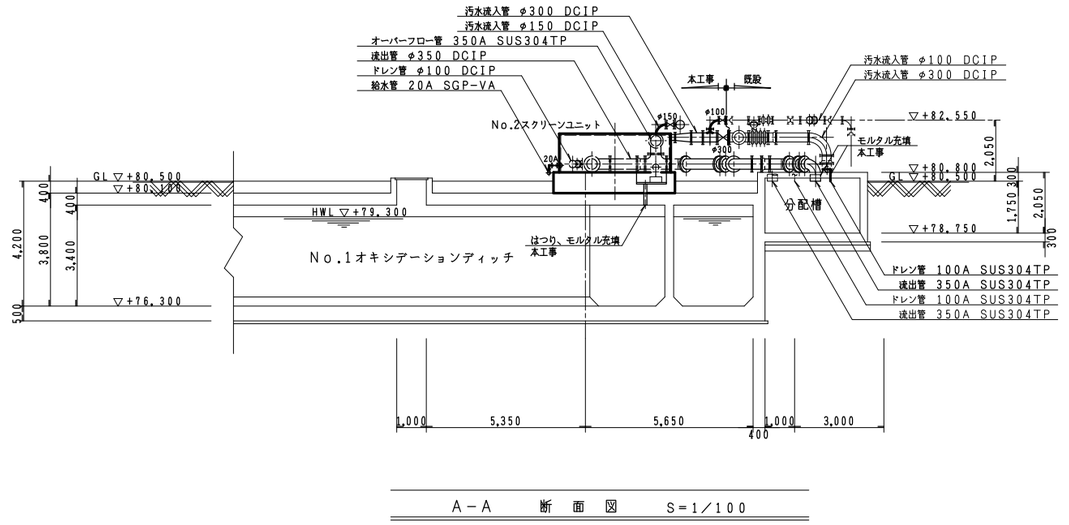

A－A 断 面 図 S=1/100

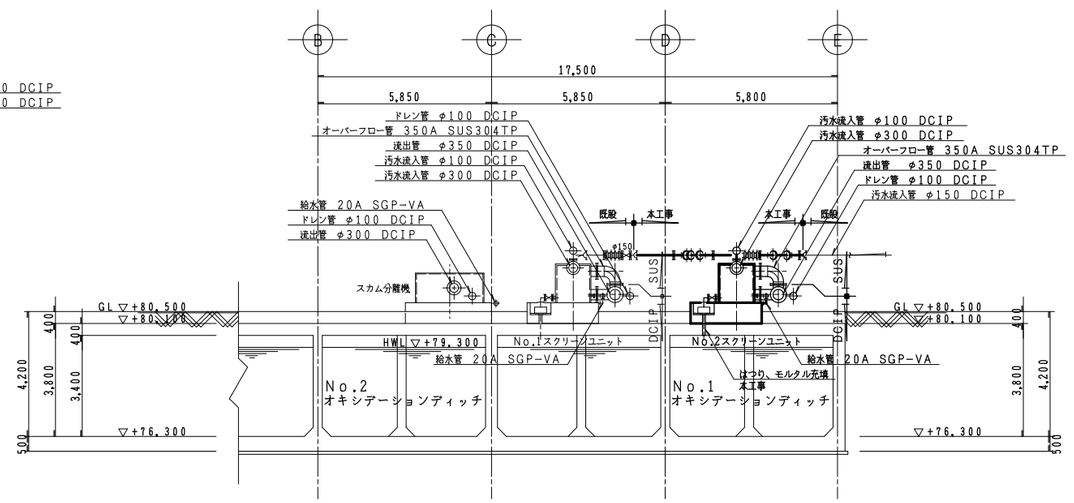

B－B 断 面 図 S=1/100

工事名	平成27年度下水道事業 せせらぎ東条 No.2スクリーンユニット整備工事		
図面名	平面図・断面図		
縮 尺	S=1/100	図面番号	M-002
加東市上下水道部			

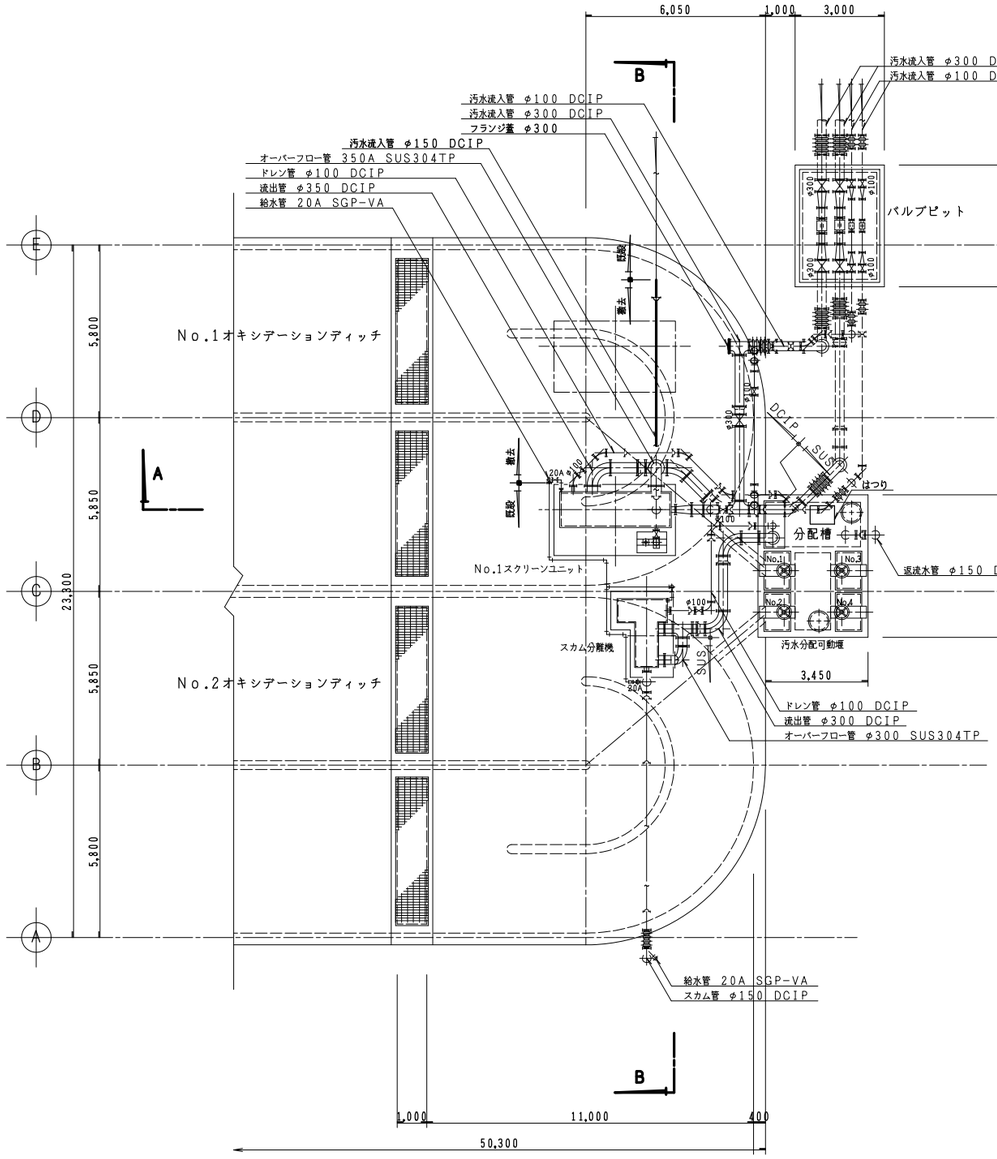

1F 平 面 図 S=1/100

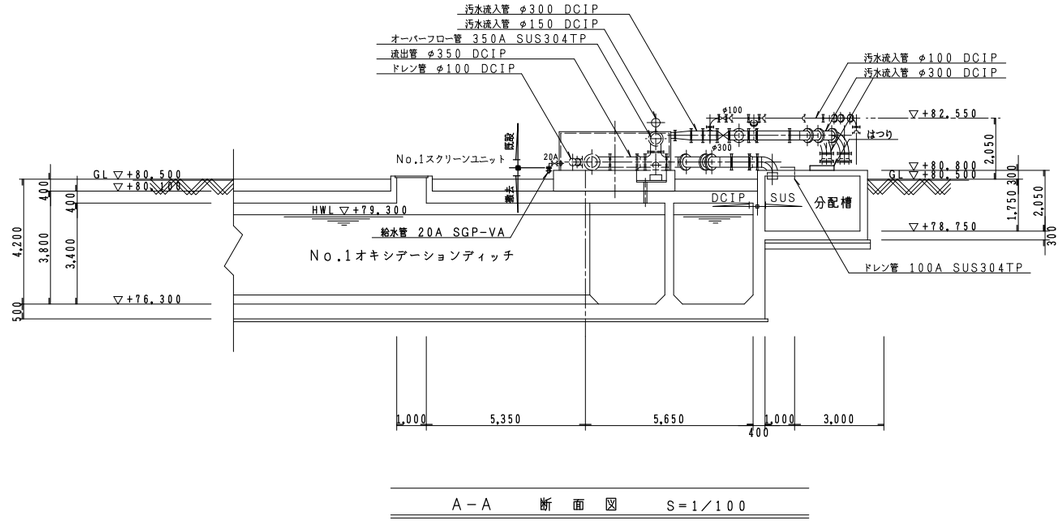

A－A 断 面 図 S=1/100

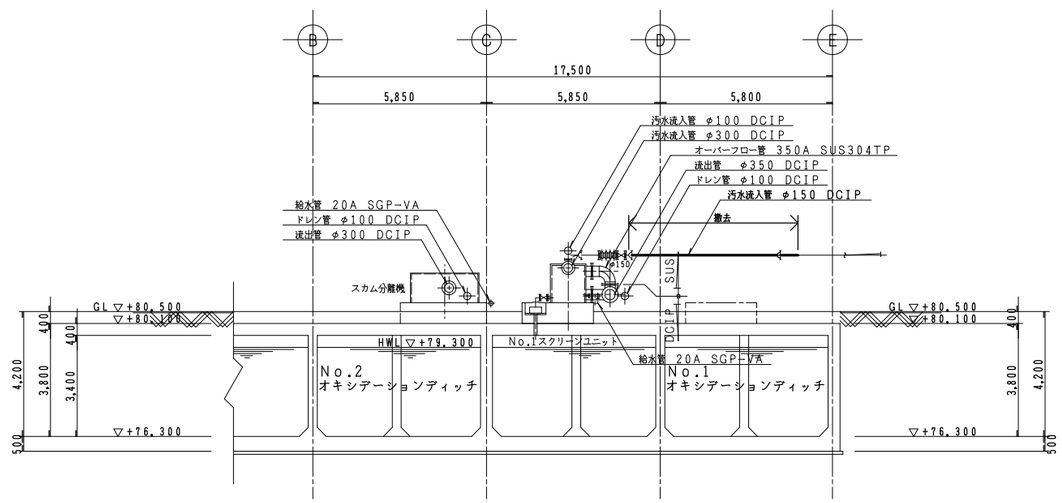

B－B 断 面 図 S=1/100

工事名	平成27年度下水道事業 せせらぎ東条 No.2スクリーンユニット整備工事		
図面名	撤去 平面図・断面図		
縮 尺	S=1/100	図面番号	M-003
加東市上下水道部			